

平成 31 年

舞鶴市議会 3 月定例会議案

第 39 号議案及び第 40 号議案(追加)

平成 31 年 3 月 27 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 39 号 議案	<u>副市長の選任について</u>	1
第 40 号 議案	<u>教育委員会委員の任命について</u>	3

第 39 号議案

副市長の選任について

下記の者を舞鶴市副市長に選任したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 162 条の規定により議会の同意を求める。

記

堤 茂

平成 31 年 3 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

副市長を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(副知事及び副市町村長の選任)

第 162 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(副知事及び副市町村長の任期)

第 163 条 副知事及び副市町村長の任期は、4 年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(副知事及び副市町村長の欠格事由)

第 164 条 公職選挙法第 11 条第 1 項又は第 11 条の 2 の規定に該当する者は、副知事又は副市町村長となることができない。

2 副知事又は副市町村長は、公職選挙法第 11 条第 1 項の規定に該当するに至ったときは、その職を失う。

(副知事及び副市町村長の兼職・兼業禁止及び事務引継)

第 166 条 副知事及び副市町村長は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

2 第 141 条、第 142 条及び第 159 条の規定は、副知事及び副市町村長にこれを準用する。

3 普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町村長が前項において準用する第 142 条の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。

第 40 号議案

教育委員会委員の任命について

下記の者を舞鶴市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

荻 野 隆 三

平成 31 年 3 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

教育委員会委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により提案する。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)

抜 粋

(任命)

第 4 条 (第 1 項 略)

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に 1 を加えた数の 2 分の 1 以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。
- 5 地方公共団体の長は、第 2 項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうち保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第 47 条の 6 第 2 項第 2 号及び第 5 項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第 5 条 教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第 6 条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員)若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。